

## 契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和6年4月1日より、保証事業会社(※)による契約の保証及び前払金保証について、「電子保証」による取扱いを開始します。

電子保証による取扱いの対象となる保証証書等は以下のとおりです。具体的な取扱いは保証事業会社に確認の上、手続きを行ってください。

(※) 北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社

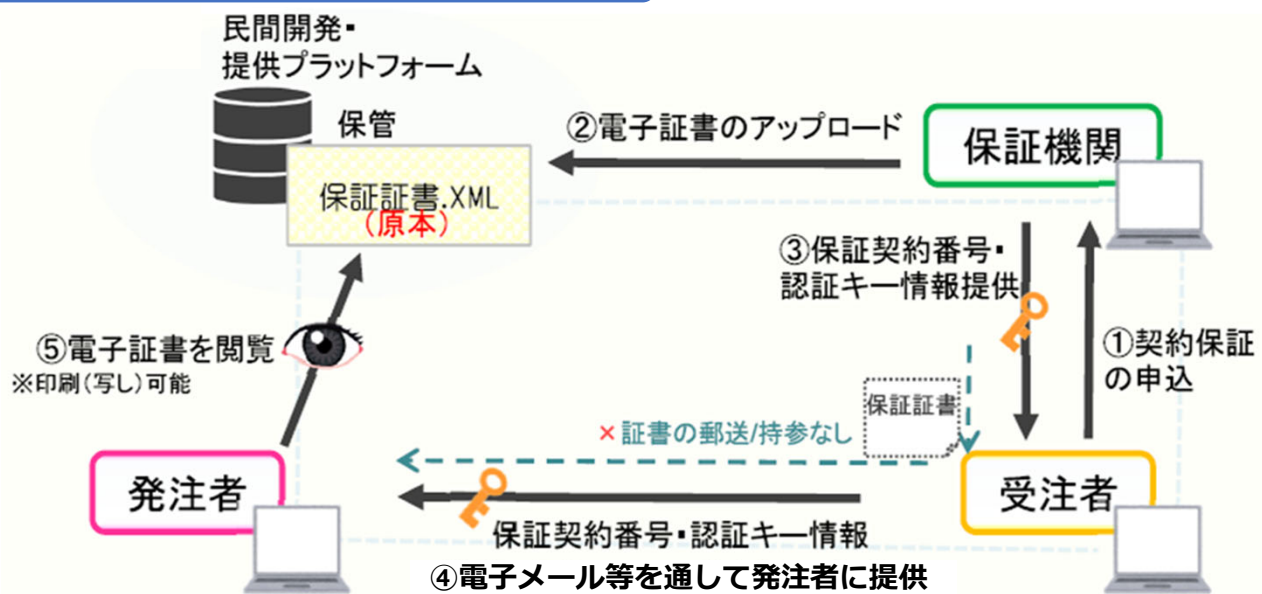
### 電子化の対象となる保証証書等

**契約の保証** → ①契約保証証書(※) (引受先：保証事業会社)

**前払金保証** → ②前払金保証証書 (引受先：保証事業会社)

※損害保険会社が発行する履行保証保険証券及び公共工事履行保証保険証券は、当面の間対象外とします。

### 電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより専用システム (D-Sure) にアクセスし、保証内容を確認します。

### その他

- 令和6年4月1日以降に入札公告等を行う案件から適用します。
- 紙媒体の保証証書による提出も引き続きご利用いただけます。